

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年4月1日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 香坂 修

事案名	民生委員・児童委員の全国一斉改選について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <p style="text-align: center;">資料 無</p>												
提案趣旨	<p>民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の任期は、民生委員法第10条の規定により3年であり、本年11月30日をもって現在の委員の任期が満了します。</p> <p>本年12月1日からの新たな民生委員の委嘱に向け、5月から候補者の選出活動を始めするため、報告するものです。</p>													
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員の身分 厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の県職員であり、本市の社会福祉嘱託員として委嘱</li> <li>2 任期 3年（新任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）</li> <li>3 定数等（令和4年4月1日現在）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定数 260名</li> <li>(2) 実数 251名（充足率96.5%）</li> </ol> </li> <li>4 候補者の選出から委嘱まで             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選出 5月に自治会長を対象に説明会を開催し、自治会の協力のもと行う。</li> <li>(2) 推薦 選出された候補者について、民生委員推薦会が審査・決定し、県知事に推薦する。県での審査・決定後、県知事が厚生労働大臣に推薦する。</li> <li>(3) 委嘱 厚生労働大臣が委嘱する。</li> </ol> </li> <li>5 担い手不足解消への取組             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生委員への業務に関するアンケート実施</li> <li>(2) 講演会等への参加要請人数の削減</li> <li>(3) オンライン会議の実施や研修会の見直しによる負担軽減</li> <li>(4) 自治会での説明会や会報誌の組回覧、広報等による民生委員制度のPR強化</li> </ol> </li> </ol>													
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和3年</td> <td style="width: 15%;">9月</td> <td>定数、区割の変更調査（回答期限11月下旬・該当なし）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>10月</td> <td>自治会長を対象にした民生委員制度の周知</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>2月</td> <td>令和3年度第1回秦野市民生委員推薦会の開催 （全国一斉改選の概要・スケジュールについて）</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>3月</td> <td>現民生委員を対象にした任期継続意向調査 （回答期限4月中旬）</td> </tr> </table>		令和3年	9月	定数、区割の変更調査（回答期限11月下旬・該当なし）	〃	10月	自治会長を対象にした民生委員制度の周知	令和4年	2月	令和3年度第1回秦野市民生委員推薦会の開催 （全国一斉改選の概要・スケジュールについて）	〃	3月	現民生委員を対象にした任期継続意向調査 （回答期限4月中旬）
令和3年	9月	定数、区割の変更調査（回答期限11月下旬・該当なし）												
〃	10月	自治会長を対象にした民生委員制度の周知												
令和4年	2月	令和3年度第1回秦野市民生委員推薦会の開催 （全国一斉改選の概要・スケジュールについて）												
〃	3月	現民生委員を対象にした任期継続意向調査 （回答期限4月中旬）												

今後の進め方	令和4年4月15日 // 4月18日 // 5月中旬	議員連絡会へ報告 令和4年度第1回秦野市民生委員推薦会の開催 (全国一斉改選の推薦活動について) 自治会長を対象にした各地区説明会の開催 選出・推薦開始
今後の進め方	令和4年 7月中旬 // 8月中旬 // 9月上旬 // 11月中旬 // 11月下旬 // 12月1日	選出・推薦期限 第2回秦野市民生委員推薦会の開催 (候補者の審査・決定について) 個人調書の県への提出期限 神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査 部長会議への報告(選出状況) 市議会議員への情報提供(選出状況) 厚生労働大臣からの委嘱通知 委嘱(任期:令和7年11月30日まで)

## 民生委員・児童委員の概要について

### 1 民生委員・児童委員とは

#### (1) 身分

ア 民生委員法によって定められ、児童福祉法の規定によって、児童委員も兼ねる。

イ 厚生労働大臣から委嘱を受ける非常勤特別職の県職員

ウ 秦野市の社会福祉に関する調査等を行うため、秦野市社会福祉嘱託員として委嘱している。

#### (2) 任期

3年（現任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日）

（新任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）

#### (3) 費用弁償

報酬は支給されない。ただし、県や市から交通費などに充てる活動費（年71,400円）は支給される。

### 2 民生委員・児童委員の構成

民生委員・児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と児童問題を専門に扱う主任児童委員で構成される。

#### (1) 民生委員・児童委員（区域担当）

区域の担当として、地域における生活上の問題、家族の問題などの相談に応じ、助言や調査などを行う。

また、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童の健全育成に向けた活動も行う。

#### (2) 主任児童委員

児童相談所や市と連絡を取りながら、区域に限定されずに児童福祉に関する事項を専門的に活動する。

### 3 民生委員・児童委員の主な活動

#### (1) 民生委員・児童委員としての活動

ア 個人や家庭での福祉に係る問題を抱える人たちに行政機関や民間団体等を案内する、行政とのパイプ役

イ 保育園の入園申請時や健康保険の加入時など、申請者の状況に関する事実の確認や調査書類の交付

ウ 高齢者世帯・子育て世帯の訪問や見守り活動

#### (2) 秦野市社会福祉嘱託員としての活動

ア ひとり暮らし高齢者等実態調査

イ こんにちは赤ちゃん訪問事業

#### (3) 社会福祉協議会事業への協力

ア 赤い羽根共同募金における街頭での募金活動

イ 低所得者などに社会福祉協議会が貸し付ける生活資金のための訪問調査

#### 4 民生委員・児童委員の定数等

(1) 定数

ア 民生委員・児童委員（区域担当） 236名  
 イ 主任児童委員 24名 } 260名

※上地区の民生委員は西地区民児協に所属

(2) 男女別人数（実数）

令和4年4月1日現在 充足率 96.5%

ア 男性 91名  
 イ 女性 160名 } 251名

(3) 平均年齢 69.7歳

(4) 地区別定数及び充足率の詳細（令和4年4月1日現在）

民生委員区域名	本町	南	東	北	大根	西
定数	26	25	20	18	19	24
実数	25	24	20	17	18	24
欠員	1	1	0	1	1	0
充足率	96.2%	96.0%	100.0%	94.4%	94.7%	100.0%

民生委員区域名	渋沢	末広	南が丘	広畑	鶴巻	堀川
定数	25	23	17	17	25	21
実数	25	21	17	16	24	20
欠員	0	2	0	1	1	1
充足率	100.0%	91.3%	100.0%	94.1%	96.0%	95.2%

#### 5 民生委員・児童委員の選任要件

- (1) 30歳以上
- (2) 担当区域に在住し、地域の実情に精通している者
- (3) 健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 地域福祉及び児童福祉の向上に積極的な活動が期待できる者

#### 6 担い手不足解消への取組

- (1) 民生委員への業務に関するアンケート実施
- (2) 講演会等への参加要請人数の削減
- (3) オンライン会議の実施や研修会の見直しによる負担軽減
- (4) 自治会での説明会や会報誌の組回覧、広報等による民生委員制度のPR強化